

# 平成30年度 職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)のご案内

## 【主催】青森県職業能力開発協会

青森市大字野尻字今田43-1

TEL017-738-5561 FAX017-738-5551

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号に基づき、短期間に指導方法に関する最低必要な知識を習得させ、職業訓練指導員免許を与えようとするもので、厚生労働大臣の指定する職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)です。

受講希望者は、下記方法に基づいて手続きをしてください。

### 【1】開催期間及び場所

平成31年1月21日(月)～26日(土) 8:30～17:15(連続6日間)

「八戸地域職業訓練センター」 八戸市類家2-7-40 TEL:0178-46-3360

### 【2】受講資格

要件	免許職種に関して必要な実務経験年数
① 免許職種に関する技能検定合格者（免許職種に係る1級・単一等級）	—
② 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて大学を卒業した者	卒業後 2年
③ " 免許職種に関する学科を修めて短期大学又は高等専門学校を卒業した者	" 4年
④ 免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者（技能照査合格者）	修了後 1年
⑤ " 専門課程の高度職業訓練を修了した者（技能照査合格者）	" 3年
⑥ " 専門課程の高度職業訓練を修了した者（上記⑤に掲げる者を除く）	" 4年
⑦ " 普通課程の普通職業訓練を修了した者（技能照査合格者）	" 6年
⑧ " 普通課程の普通職業訓練を修了した者（上記⑦に掲げる者を除く）	" 7年
⑨ " 短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者	" 10年
⑩ " 専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	" 10年
⑪ " 学校教育法による大学と同等以上と認められる外国の大学を卒業した者	卒業後 2年
⑫ " 旧法の認定職業訓練(3年)労働基準法技能者養成を修了した者	修了後 7年
⑬ 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて高等学校を卒業した者	卒業後 7年
⑭ 免許職種に関し、旧法の職業訓練・認定職業訓練(2年3,600時間)を修了した者	修了後 8年
⑮ " 旧法の職業訓練(1年1,800時間)・公共職業補導所(1年1,824時間)を修了した者	" 10年
⑯ 旧総合職業補導所(1年1,824時間)を修了した者	" 10年
⑰ 家事サービス職業訓練担当者	—
⑱ 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（技能照査合格者）	修了後 3年
⑲ 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者（上記⑱に掲げる者を除く）	" 4年
⑳ 旧法の高等訓練課程の養成訓練を修了した者（技能照査合格者）	" 6年
㉑ 旧法の高等訓練課程の養成訓練を修了した者（上記⑳に掲げる者を除く）	" 7年
㉒ 旧法の専修訓練課程の養成訓練を修了した者	" 10年

### 【3】 講習内容

講習科目	時間	科目の内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革・意義・目的
教科指導法	16	訓練実施計画・指導の準備・指導のすすめ・教材の活用・訓練評価
労働安全衛生	3	安全管理・安全の確認・衛生管理・衛生と作業環境
訓練生の心理	7	訓練生の選抜・訓練生の特質の理解・技能習得
生活指導	6	生活指導の分野・生活指導の方法
関係法規	4	職業能力開発促進法・職業安定関係法・労働基準関係法
事例研究	6	作業分解・指導案・訓練実施計画・指導記録等の事例研究
確認テスト	2	上記全科目
計	48	

### 【4】 申込方法

受講希望者は、下記申請書類に受講料を添えて、当協会又は下記認定職業能力開発校に提出してください。郵送の場合は、現金書留をお願いします。

なお、一度納入した受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご了承ください。

### 【5】 受講料及び申請書類

- 受講料 11,000円 ※ 但し、当協会に直接申し込む場合は、10,000円
- テキスト代 3,200円 ※ 既にテキスト「十一訂版職業訓練における指導の理論と実際」をお持ちの方は、テキスト代は不要ですので、表紙のコピーを添付してください。
- 受講願書・履歴書 各1通 (名字等に変更がある方のみ戸籍抄本を添付してください。)
- 受講資格を証する書類 (実務経験証明書、合格・修了・卒業証明書の写し)  
ア 受講資格 ①に該当する方は実務経験証明書の提出は不要です。  
イ 受講資格 ②・③・⑪・⑬に該当する方は履修科目が証明できる書類を添付してください。
- 受講願書・履歴書・実務経験証明書は当協会及び下記認定職業能力開発校で無償で配布しております。

施設名	〒	住所	電話番号
八戸職業能力開発校	031-0001	八戸市類家二丁目7-30	0178-22-5251
三沢職業能力開発校	033-0043	三沢市千代田町四丁目140-44	0176-53-3690
十和田職業能力開発校	034-0001	十和田市大字三本木字千歳森292-7	0176-23-3397
七戸職業能力開発校	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂57-3	0176-62-2491
弘前職業能力開発校	036-8054	弘前市田町五丁目3-3	0172-35-9935

### 【6】 申込締切

平成30年11月16日(金)

### 【7】 持参品

筆記用具、ノート、昼食、印鑑

### 【8】 その他

- 下記に該当する方は、免許の取得ができません。  
ア 成年被後見人又は被保佐人  
イ 禁錮以上の刑に処せられた者  
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方
- 受講に関する注意事項等は、受講願書を受理した後、受講者に通知します。
- 講習最終日の確認テストに合格し、講習修了証書の交付を受けた者については、青森県手数料徴収条例により免許申請手数料として、県証紙代2,300円を当日徴収いたします。